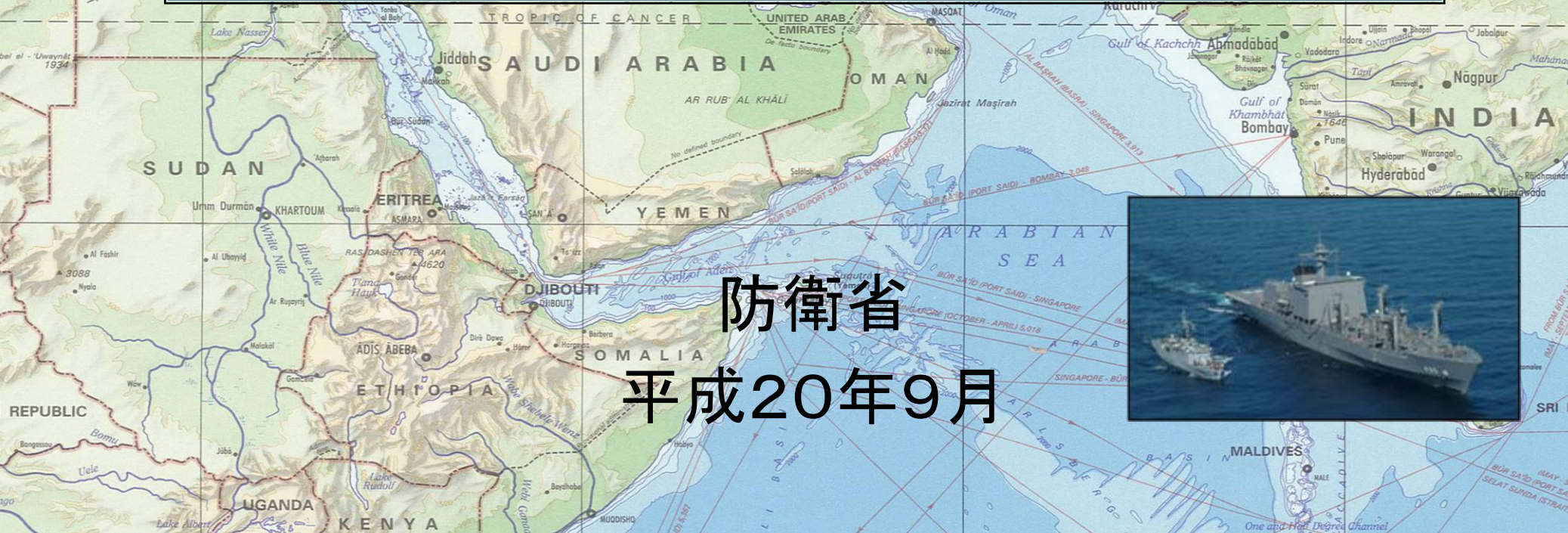




「テロとの闘い」と自衛隊の活動



防衛省
平成20年9月

世界の主なテロ（未遂を含む）（2007年5月～）

※イラク、タイ南部を除く
※（ ）は未遂事件

イギリス
・07年6月
グラスゴー空港車両テロ

（デンマーク）
（・07年9月）
（テロ未遂事件）

（アメリカ）
（・07年6月）
（JFK空港テロ未遂事件）

トルコ
・07年5月
首都爆弾テロ
死者：8名
負傷者：約100名
・08年7月
連続爆破事件
死者：16名
負傷者：150名以上

（ドイツ）
（・07年9月）
（国際空港爆破等テロ未遂事件）

アフガニスタン
・08年7月
インド大使館前自爆テロ
死者：28名
負傷者：141名

パキスタン
・07年7月
「ラル・マシード」箆城事件
死者：103名
負傷者：248名

・07年12月
ブット元首相暗殺テロ
死者：30名
負傷者：56名以上

・08年6月
「ラル・マシード」付近自爆テロ
死者：21名
負傷者：50名以上

・07年10月
同時爆弾テロ（カラチ）
死者：130名以上
負傷者：550名以上

・08年6月
デンマーク大使館前爆弾テロ
死者：9名以上
負傷者：約30名

（スペイン）
（・08年1月）
（首都テロ未遂事件）

アルジェリア
・07年9月
大統領暗殺未遂テロ
死者：22名
負傷者：114名
・07年9月
自動車爆弾テロ
死者：約30名
負傷者：約50名
・07年12月
最高裁・国連事務所同時爆
破テロ
死者：37名以上
負傷者：170名以上

インド
・07年8月
ハイデラバード爆破テロ
死者：42名
負傷者：50名以上
・08年5月
連続爆弾テロ（ジャイプール）
死者：80名以上
・08年7月
連続爆弾テロ（アーメダバード）
死者45名以上

イエメン（マリブ）
・07年7月
自動車爆弾テロ
死者：9人

スリランカ（コロンボ）
・08年6月
爆弾テロ
死者：21名以上 負傷者：約50名

フィリピン（マニラ）
・07年11月
下院爆弾テロ
死者：4名
負傷者：10名以上
フィリピン（ミンダナオ島）
・07年5月
爆弾テロ
死者：8名以上
負傷者：30名以上
・07年10月
爆弾テロ
死者：2名 負傷者31名

我が国に対するテロの脅威

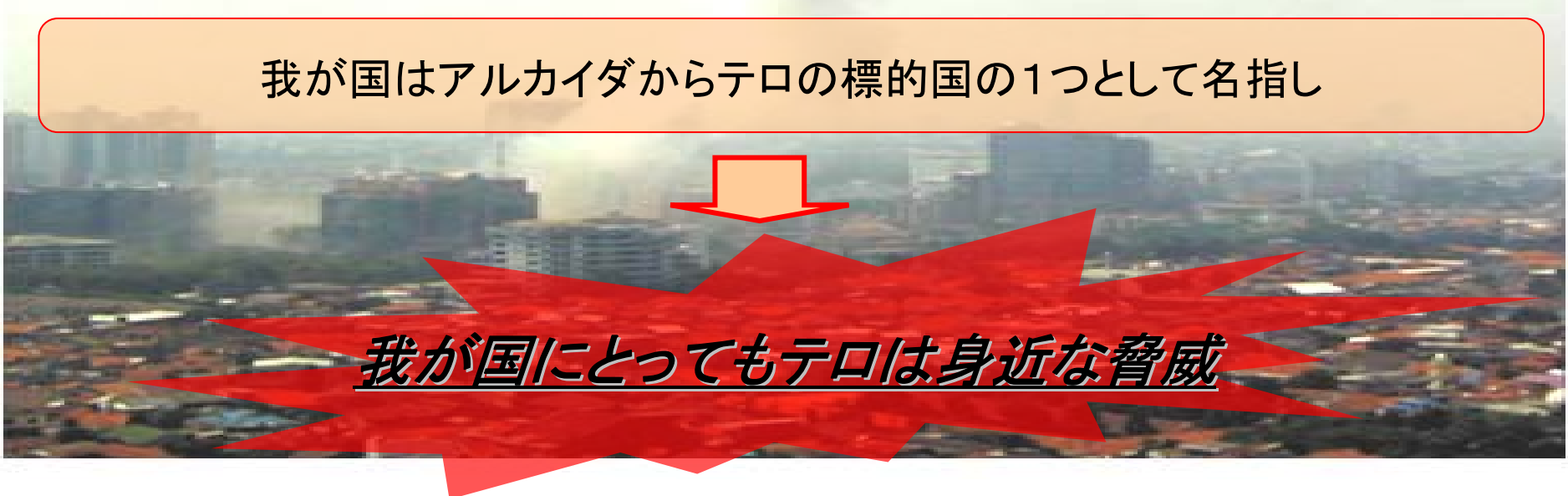
我が国に近く、関係も深い東南アジアにおいてもテロが生起

(例)

- ・2002年10月、インドネシア・バリ島での爆弾テロ:202人死亡
- ・2005年10月、インドネシア・バリ島で再び爆弾テロ:23人死亡
- イスラム過激派「ジェマア・イスラミア(JI)」が関与
 - ⇔ アルカイダとの関係が疑われている
- ・ボジンカ計画:1995年、イスラム過激派が計画していた複数航空機テロ未遂事件、フィリピンで発覚。同計画の試行として1994年、フィリピン航空機内爆発事件が発生、日本人1名が死亡。

我が国にも過去にアルカイダ関係者が不法に出入国・国内に潜伏

我が国はアルカイダからテロの標的国の1つとして名指し



我が国にとってもテロは身近な脅威

9. 11テロと我が国の対応

- 「テロとの闘い」は、国際社会の最重要課題であり、**長期にわたる困難な闘い**
- 9. 11テロでは**2,973人**が犠牲。**日本人も24人が犠牲**となった。
- 日本もビン・ラディンのものとされる声明において標的と名指し。国際社会によるテロとの闘いの成果もみられるが、**依然としてアル・カイダ等によるテロの脅威は存在**

アメリカ同時多発テロ



「旧テロ対策特措法」に基づく活動

- ・9.11同時多発テロを受けた我が国の対応策の一つとして、2001年10月成立
- ・2001年12月～2007年10月、インド洋において不朽の自由作戦(海上阻止活動を含む)に従事している各国艦船に対して補給活動(計794回)等を実施
- ・2007年11月1日をもって期限を迎え、失効

「補給支援特措法」案を昨秋の臨時国会に提出

- ・我が国の活動をテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動に限定
- ・2008年1月11日成立(16日公布・施行)

アフガニスタン等における国際社会による取組

- ①武器の流入
- ②麻薬売買による資金流入
- ③テロリスト入国

海上で取締り(無線照会、立入検査)、それを阻止・抑止

日本は、各国の艦船に燃料、水を補給支援

海上自衛隊の主な補給場所
テロリスト、武器の流れのイメージ

国際治安支援部隊 (ISAF)

- ・ 安保理決議1386号に基づき設置された国際部隊でありNATOが主導。アフガニスタン全土の治安維持についてアフガニスタン政府を支援。PRTにも参加(約5万2700人(米、英、加、独、伊、仏等40カ国)、08年6月現在)

※地方復興チーム(PRT)

- ・ 治安改善と復興支援を同時に推進することによって、復興開発支援の成果を挙げ、もってアフガニスタン政府の影響力の地方への拡大を支援している。
- ・ 一般に、軍人及び文民復興支援要員から構成される軍民混成の組織
- ・ 2008年6月現在、26カ所で展開(14ヶ国が主導)

不朽の自由作戦(OEF)

- ・ OEFは、9.11米国同時多発テロを受けて採択された安保理決議第1368号等による「呼びかけ」に示された国連の明確な意思—国際テロの防止・抑止のため、全加盟国は自ら適切と認める措置を積極的にとるべき—を踏まえ、国際社会が連帯して行う取組。安保理決議第1776号は、海上阻止の要素を含むOEFへの多くの国の貢献を評価し、OEFを含む持続的な国際的協力の必要性を強調。

[陸上での活動]

アフガニスタン南部・東部のパキスタン国境付近等を中心として、米国主導によりアルカイダやタリバン勢力等の対テロ作戦を実施。また、アフガニスタン治安部隊の整備等を実施(米、英、加、NZ等11カ国(08年5月現在))

[海上での活動:インド洋における海上阻止活動]

テロリスト及び関連物資の海上移動の阻止・抑止のため、インド洋を航行する船舶の検査等を実施。6カ国(米、英、仏、独、パキスタン、NZ)が参加(08年5月現在))

※ カナダが、本年6月から9月まで駆逐艦1隻、フリゲート1隻、補給艦1隻を派遣。

先進主要8力国(G8)の活動状況

	不朽の自由作戦(OEF)		国際治安支援部隊(ISAF) (地方復興チーム(PRT)として派遣される部隊を含む)
	陸上での活動	海上での活動	
米	○	○	○
英	○	○	○
仏	○	○	○
加	○	○	○
独	×	○	○
伊	×	×	○
日	×	○ ※	×
露	×	×	×

※ 日本は海上阻止活動本体へは参加せず、補給支援特措法に基づき、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の艦船に対する補給支援活動を行っている。補給支援活動を中止すると、主要先進国の中で、「テロとの闘い」に参加しない国は日本とロシアのみになる。

インド洋における海上阻止活動への艦艇派遣国

	米	英	仏	独	パ	NZ	計
駆逐艦／ フリゲート	3	1	2	1	1	1	9
補給艦	2	1	1				4

※平成20年5月調査

※上記の他、カナダが本年6月から9月まで駆逐艦1隻、フリゲート1隻、補給艦1隻を派遣。

中東からの原油輸入の現状

2007年 日本の原油輸入量:約23,882万kl／年
うち、中東からの原油輸入量:約20,704万kl／年

(経済産業省HPより)

中東からの原油輸入額は約8,850億円／月

(財務省貿易統計を基に算出)

中東から約9割

補給支援活動による譲与燃料の経費は月あたり約**1.6億円**(08.3～08.7の実績の平均)

ホルムズ海峡を一日平均**3.5隻**の日本関連油タンカーが航行(注1)

海上輸送路にあたる海域の安定化は、石油の安定供給にも関わる

↓
各国が海上阻止活動に貢献している中、日本が離脱することの影響は大きい

原油タンカーは20～30万トン級が中心

ペルシャ湾から輸出される石油の約1／4は日本向け(注3)

中東から日本に至る海上にタンカーが往復で**90隻**常に列をなしているイメージ(注2)



注1:2006年のホルムズ海峡通過油タンカーの実態調査(石油連盟)調べによれば、ペルシャ湾から日本に航行するタンカーは633隻／年

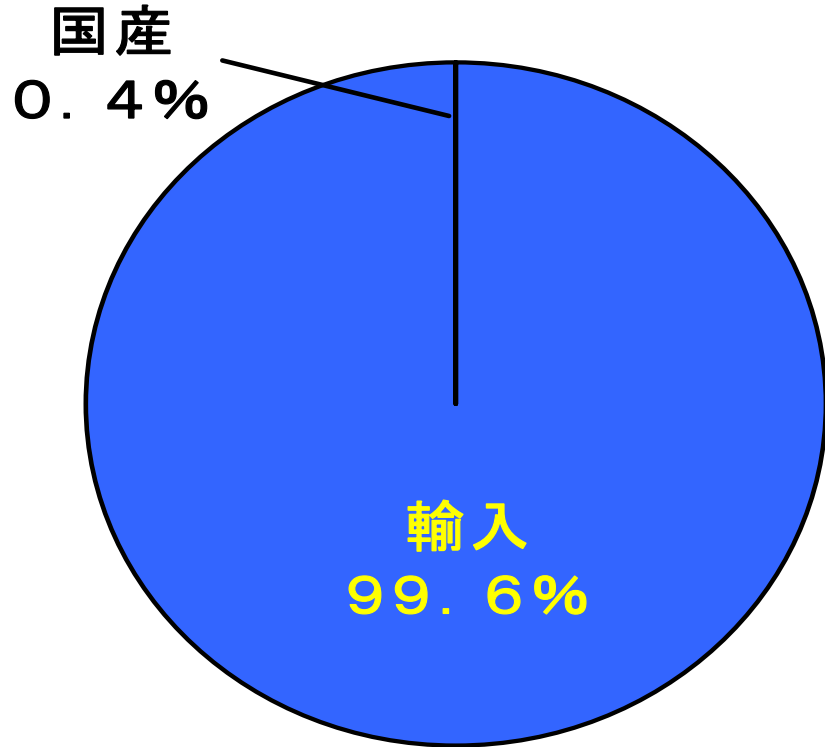
注2:日本までの航海所要日数25日として計算

注3:IEA World Energy Outlook 2004 によれば、ホルムズ海峡の石油通航量は約240万KL／日

なお、2004年の日本の中東からの原油輸入量は約59万KL／日

原油の海外依存度及び輸入原油の中東依存度

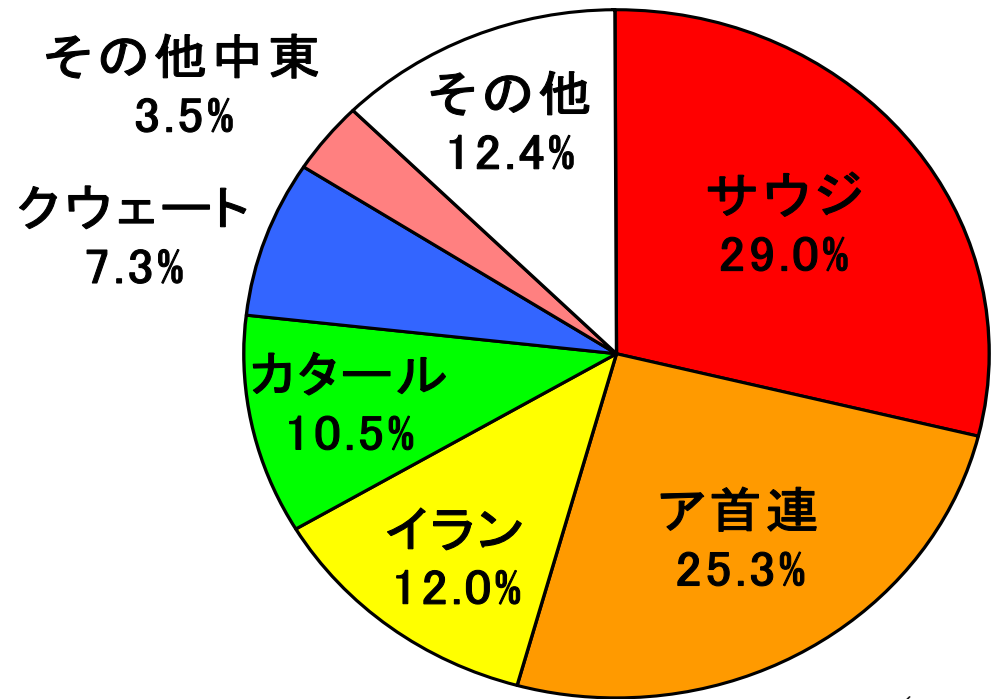
原油の海外依存度



(2006年)

原油のほぼ全てを海外に依存

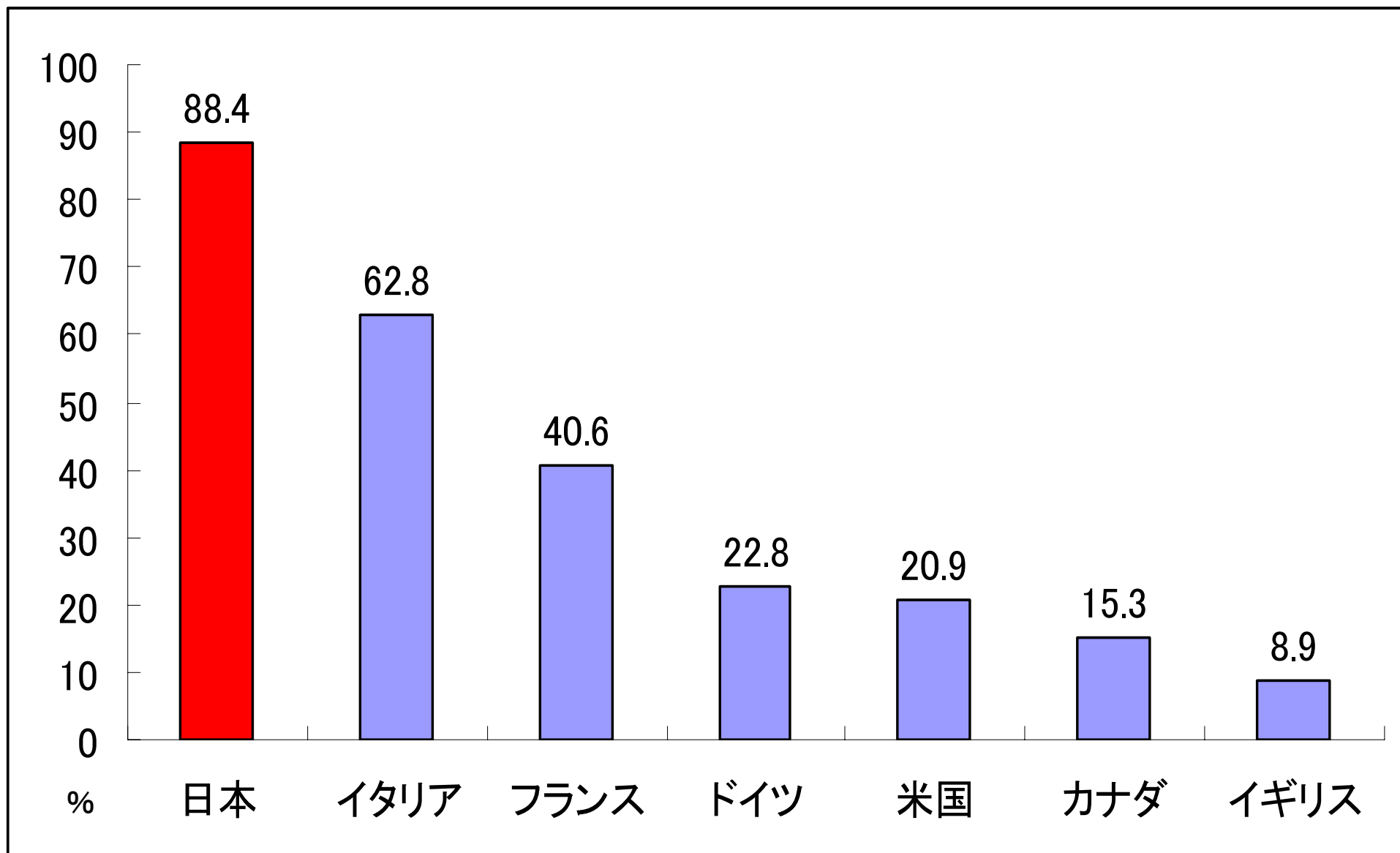
輸入原油の中東依存度



(2007年)

海外から輸入する原油の9割を中東に依存

各国の原油輸入の中東依存度(2005年)



(資料源: エネルギー基礎統計(外務省))

ソマリア沖、アデン湾における海賊発生状況

発生状況(2007年)



📍: 海賊未遂事案

📍: 海賊既遂事案

(IMB(国際海事局)海賊センター統計による)

- ◇ 沿岸域にとどまらず、沿岸から約100海里以上の沖合でも多発
- ◇ IMBは、ソマリアに寄港する計画のない船舶は、**ソマリア沿岸から200海里以上離れて航行するよう勧告**

(※) 1海里=約1.9 km

「高山」襲撃事案

事案の概要

2008年4月21日、日本郵船所有のタンカー「高山」(約15万トン、乗員23名)が、アデン湾にて被弾。負傷者なし。

ドイツ海軍フリゲート艦「エムデン」による支援

- ・ 事案発生直後、テロ対策海上阻止活動に従事するドイツ海軍のフリゲート艦「エムデン」が、日本のタンカーが「ボート」に襲撃されているとの情報を得、搭載ヘリコプターを出動。
(ドイツ国防省がホームページで公表したもの)

ケミカルタンカー「ゴールデン・ノリ」シージャック事案

事案の概要

2007年10月28日、日本のドーヴァル海運株式会社所有のケミカルタンカー「ゴールデン・ノリ」号(乗員23名(邦人は乗船していない))が、ソマリア沖でシージャック。同年12月12日に船舶及び人質となった乗務員が解放。

海上阻止活動に参加する米軍艦船による支援

我が国による補給支援活動の必要性

(前略)

アフガニスタンを早期に安定させ、再びテロの温床とならないようにするには、復興支援と治安・テロ対策の双方に引き続き取り組む必要がございます。御指摘のとおり、テロとの闘いの一環である海上阻止活動への我が国の支援は、民生分野の支援によって代替できるものではありません。

テロ特措法に基づく支援活動は、テロリストの拡散を防ぐための国際社会の一致した行動であり、海上輸送に資源の多くを依存する我が国の国益に資するものでありまして、日本が国際社会において果たすべき責任でもあります。

我が国としては、この責任を今後とも果たしていくため、海上自衛隊の補給活動を引き続き実施していく必要があると考えております。

(後略)

(平成19年10月4日、衆・本会議における福田総理答弁)

(前略)

インド洋における海上阻止活動は、多くの国が各々の能力を生かしながら協力して実施しております。我が国も、その持てる能力と憲法の範囲内で何ができるかを真剣に検討した結果、これまで補給活動を実施してまいりました。テロとの戦いが道半ばである現在、他の国が忍耐強く協力している中で補給活動から脱落することが我が国としてふさわしいでしょうか。我が国は、平和で安定した国際社会という基礎の上においてのみ繁栄を享受できる国家であり、国際社会との緊密な相互依存関係に基づいて自らの発展を実現するほかに道はございません。このことを考えると我が国は国際社会の一員としての務めを果たさなければならないという自覚を強く持たなければなりません。

(後略)

(平成19年11月28日、参・本会議における福田総理答弁)

日本の活動中断に対する各国の論評

アフガニスタン・駐日大使(平成19年11月2日、新聞社との会見)

- ・活動の継続を希望していたので残念に思う。
- ・(給油活動は)タリバンやアル・カーイダとのテロとの闘いにおいてとても貢献した。

パキスタン・外務報道官(平成19年11月2日、プレスリリース)

- ・日本の参加の一時停止は、継続中の活動に否定的な影響を与えよう。それ故、我々は、日本が早期にOEF－MIOにおける重要な役割を再開することができるよう希望する。

米国・国防長官(平成19年11月1日、記者会見)

- ・数ヶ月ではなく、数週間程度で支援が再開されることを望む。

国連・事務総長(平成19年11月5日、事務総長声明)

- ・アフガニスタンに関する活動に従事している全ての政府が現在のコミットメントを継続することを強く望む。

日本の活動中断に対する海外主要メディアの論評

エコノミスト誌(英国 平成19年10月19日付)

「自衛隊を海外派遣するようになって以降初めて、日本は恥ずかしい退却をすることになりそうだ。(中略)自己完結型の、**厳しい軍事オペレーションを恥知らずにも他国に任せる昔の日本になってしまうのか。**」

ウォール・ストリート・ジャーナル紙(米国 平成19年10月25日付)

「日本の(インド洋への自衛隊派遣からの)撤退が象徴するものは、(中略)世界中の戦略パートナーの**日本に対する信頼をも消沈させることになる。**」

ワシントン・タイムズ紙(米国 平成19年10月29日付)

「日本が給油活動を完全に停止した場合、日本が何らかの理由によりテロとの闘いから撤退すると表明することに等しく、**国際社会及びテロリストに悪いメッセージを送ることになる。**」

米国同時多発テロを受けた安保理の意志決定と補給支援特措法

関連する安保理決議

- **国連安保理決議1368号** (2001年9月12日)
国際社会に対し、テロ行為を防止・抑止するための一層の努力を呼びかけ
- **国連安保理決議1776号** (2007年9月19日)
ISAF及びOEFを含む持続的な国際的努力の必要性を強調。ISAF及びOEF(海上阻止活動(OEF-MIO)含む)に対する多くの国の貢献を評価



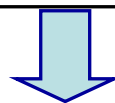
補給支援特措法(2008年1月)



- **国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与**し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的



- **安保理決議を踏まえた、国際社会が連帯した取り組み**



補給支援特措法＊の概要

＊ テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法

目的

テロ対策海上阻止活動への補給支援により、国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に引き続き寄与し、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資する

※ 国連安保理決議1776は、我が国のテロ対策特措法に基づく活動による貢献に対する評価を表明。また、同決議1368、1373等を受けて、国際社会は国際的なテロリズムの防止・根絶のための取組を継続し、その一環として、9.11テロ攻撃による脅威の除去に努めることにより国連憲章の目的達成に寄与する活動を実施。前記決議1776は、同活動の継続の必要性を強調。

基本原則

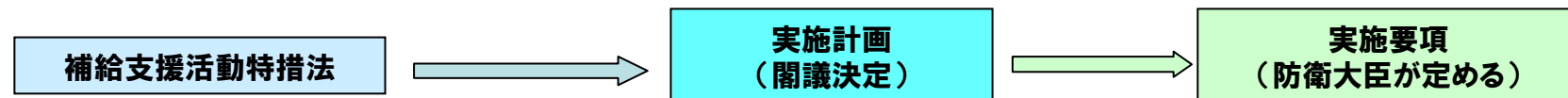
- 武力による威嚇又は武力の行使を禁止
- いわゆる非戦闘地域要件を満たすインド洋及びその上空並びにインド洋沿岸国領域等で活動
- 外国での活動は、当該外国の同意がある場合に限る

実施する活動

補給支援活動（テロ対策海上阻止活動の円滑・効果的な実施に資するため、自衛隊がテロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する艦船に対して実施する給油又は給水に係る活動）

- （1）防衛大臣が実施要項を定め、総理の承認を得て、自衛隊の部隊等を実施を命令
- （2）法律・実施計画の要件を満たさなくなった場合等における活動の中断・一時休止等を規定

実施計画



- （1）基本方針、実施区域の指定に関する事項等を定める
- （2）派遣される自衛隊の部隊等の規模、構成、装備、派遣期間を定める

国会報告

- 実施計画の決定又は変更があったときは、その内容
- 活動が終了したときは、その結果

期限

平成21年1月15日に失効。ただし、1年以内の期間を定めて延長可能

（注）本法においては、以上のとおり、①活動の種類及び内容を補給のみに限定 ②派遣先の外国の範囲を含む実施区域の範囲についても法定する結果、本法が国会審議を経て可決・成立すれば、その活動の実施に当たり重ねて国会承認を求めるまでの必要はないと考えられるため、国会承認に係る規定は置かれていない。

旧テロ対策特措法と補給支援特措法の比較

	旧テロ対策特措法	補給支援特措法
実施する活動	● 協力支援活動 ● 搜索救助活動 ● 被災民救援活動 等	● 補給支援活動 旧テロ対策特措法に規定する協力支援活動のうち給油・給水のみに限定
国会承認	事後承認	規定なし ^(注1)
法律の期限	延長幅は2年以内 ^(注2)	● 期限は1年 ● 延長幅は1年以内

(注1) 補給支援特措法においては、①活動の種類及び内容を燃料、水の補給のみに限定 ②派遣先の外国の範囲を含む実施区域の範囲についても法定する結果、本法が国会審議を経て可決・成立すれば、その活動の実施に当たり重ねて国会承認を求めるまでの必要はないと考えられるため、国会承認に係る規定は置かれていない。

(注2) 旧テロ特措法は平成13年11月に成立した。成立時の期限は2年であり、3度の期限延長(15年10月 2年間延長、17年10月 1年間延長、18年10月 1年間延長)を行った後、19年11月1日をもって同法は失効した。

補給支援特措法の下での燃料転用防止のための措置

政府レベル(交換公文の締結)

- 補給支援特措法に基づき、補給支援を行う前提として、**補給対象国との間で交換公文を締結**
 - ・ 交換公文には、**補給支援特措法の目的を新たに明記**し、テロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する艦船に補給することにより、国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与していくこと等を明記
 - ・ また、交換公文には、我が国政府と相手国政府が交換公文の**効果的な実施のために協議する旨規定**これに基づき、我が国が補給した燃料等の適正な使用についても必要に応じて協議

現地レベル(バーレーンの連絡官による確認作業)

- バーレーンのコアリション司令部に派遣された海上自衛隊の連絡官が、補給の都度行う確認作業において、**補給日時、補給対象艦船の名称・配属部隊、補給量や今後の活動予定について定型化されたフォーマットへの記入・記録を行う**(これまで行われてきた確認を文書化)
 - また、補給艦に補給する場合には、以上の内容に関し、補給艦自身及びこの補給艦の再補給先の艦船の活動等についても確認を行い、我が国が補給した燃料の適正な使用について確認
- なお、補給の実施の適否について、**現地部隊での判断が困難な場合には、防衛大臣が最終的に判断する**

派遣艦艇の活動状況

20年1月～6月

20年4月～

20年7月～

1次隊

2次隊

3次隊

補給艦:「おうみ」
護衛艦:「むらさめ」
ヘリコプター:2機
人員:約340名

補給艦:「ましゅう」
護衛艦:「いかづち」
ヘリコプター:2機
人員:約340名

補給艦:「はまな」
護衛艦:「ゆうだち」
ヘリコプター:2機
人員:約330名

約20日

約3～4ヶ月

約20日

活動地域への前進

活動

帰路

補給対象国

パキスタン		2/5
フランス		2/5
ドイツ		2/29
カナダ		3/7
アメリカ		2/5
イギリス		2/5
NZ		4/11

※日付は交換公文締結日

- ①武器の流入
- ②麻薬売買による資金流入
- ③テロリスト入国

海上で取締り(無線照会、立入検査)、それを阻止・抑止

日本は、各国の艦船に燃料、水を補給支援

0 200

(NM)

我が国の補給支援活動の意義

海上阻止活動

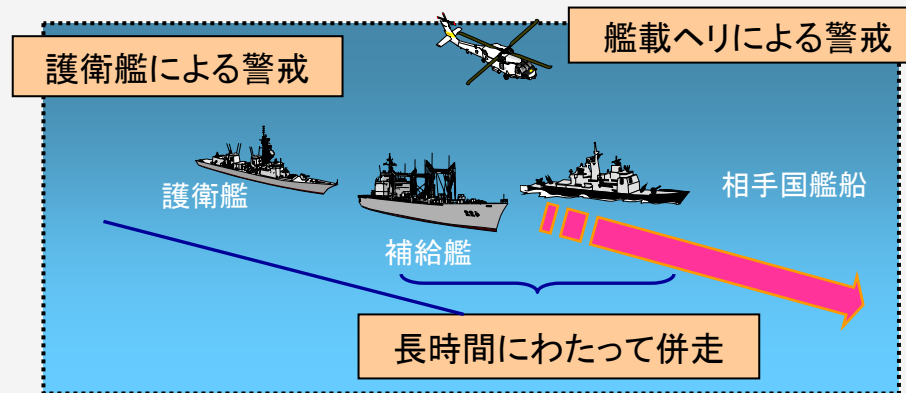
- 広範な海域での常時監視が前提
 - 補給の都度沿岸の港湾に寄港して給油を行えば、活動効率が低下
- 洋上補給が不可欠

洋上補給

- 過酷な環境、緊張状態の中で長時間活動を継続しなければならない
- 各国は多くの補給艦を有しているわけではない

→ 補給を長期間・安定的に実施できる国は限定的。装備、高い技術と能力があればこそ効果的に実施できるものであり、日本としての特徴を最大限に活かした活動

※ 旧テロ対策特措法に基づく自衛隊の活動経費(6年間)は約612億円
(湾岸戦争時の日本の支援は、1兆8000億円以上(141億ドル以上))



海上自衛隊の活動は、海上阻止活動に参加する各国艦船の作戦効率の向上に大きく寄与し、海上阻止活動の重要な基盤。我が国の補給活動に対する各国からの評価は大変高い。

海上交通の安全にも貢献。資源の多くを海上輸送によって輸入している我が国にとって、安定的な石油供給の確保は国益に直結。そのため、原油価格高騰という状況の中であっても、日本としての費用対効果は高い。(2008年度に補給支援活動により譲与する燃料等の予算は約20億円。これは我が国国内のガソリン販売額(2007年度)約8兆5920億円の0.02%)

補給活動は「無料のガソリンスタンド」に過ぎないのではないか？

- ・ 過酷な状況の中で、我が国の能力を活かした活動
 - ・ 補給に当たっては、相手国の要求した量をそのまま譲与するのではなく、海上阻止活動の円滑な実施のための必要性の観点から、給油量を主体的に判断
- ⇒ 「テロとの闘い」への積極的かつ主体的な貢献を示すもの

給油量は減ってきているのではないか？ ニーズがなければもうやめればよいのではないか？

- ⇒ 自衛隊による給油開始(2001年12月)当初と比較すると、近年は補給対象となる艦艇の大きさが縮小していることなどから給油量に減少が見られるものの、回数については月当たり10回前後で推移。
- ⇒ 外国の艦艇がインド洋上にて「テロとの闘い」の一環として継続して実施してきている海上阻止活動の有用性や意義はいささかも減じておらず、これら諸外国の艦艇にとって、自衛隊の支援に対しては引き続き大きなニーズがある。

猛 暑

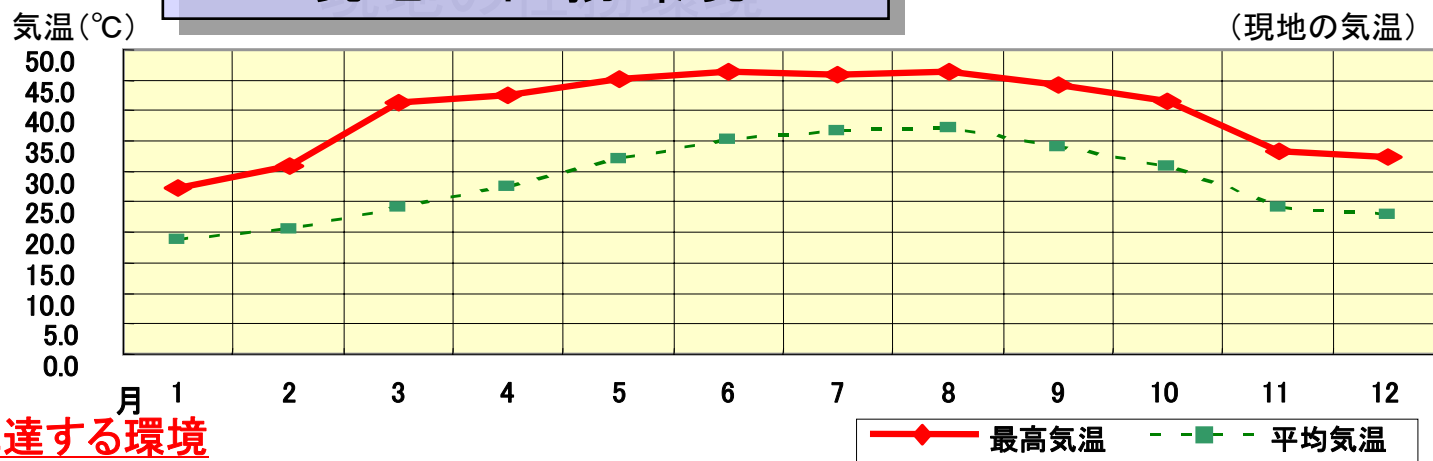
日中(洋上)

気温40℃

甲板の温度70℃

湿度90%

現地の任務環境



不快指数約100に達する環境

(指数80=ほぼ全員が不快を感じる)



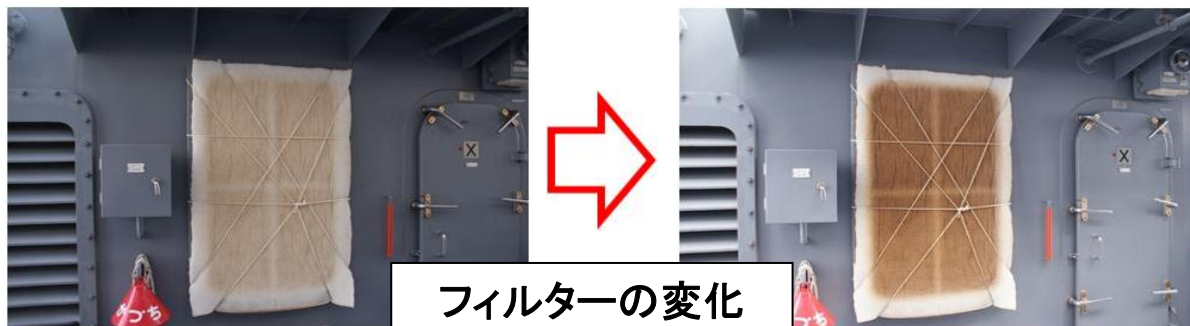
酷暑の中での補給活動



作業服は汗だくに

砂塵の影響

吸気フィルターが数日で茶褐色に変色



フィルターの変化

補給活動の実績(補給量) (平成20年2月21日～7月31日現在)

国名	種類	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
パキスタン 	艦船用燃料(KL)	160	420	160	345	170	840	2095
	水(t)	60	245	110	290	130	280	1115
	艦艇搭載ヘリコプター用燃料(KL)	0	5	0	0	15	0	20
フランス 	艦船用燃料(KL)	100	480	450	200	435	0	1665
	水(t)	0	0	0	0	0	0	0
	艦艇搭載ヘリコプター用燃料(KL)	0	0	0	0	0	0	0
ドイツ 	艦船用燃料(KL)	—	600	0	0	130	0	730
	水(t)	—	0	0	0	0	0	0
	艦艇搭載ヘリコプター用燃料(KL)	—	20	0	0	20	0	40
カナダ 	艦船用燃料(KL)	—	180	0	0	440	410	1030
	水(t)	—	0	0	0	0	0	0
	艦艇搭載ヘリコプター用燃料(KL)	—	15	0	0	15	0	30
アメリカ 	艦船用燃料(KL)	—	—	500	0	300	0	800
	水(t)	—	—	0	0	0	0	0
	艦艇搭載ヘリコプター用燃料(KL)	—	—	0	0	0	0	0
イギリス 	艦船用燃料(KL)	—	—	95	0	0	200	295
	水(t)	—	—	0	0	0	0	0
	艦艇搭載ヘリコプター用燃料(KL)	—	—	0	0	0	0	0
ニュージーランド 	艦船用燃料(KL)	—	—	—	310	0	0	310
	水(t)	—	—	—	0	0	0	0
	艦艇搭載ヘリコプター用燃料(KL)	—	—	—	0	0	0	0
合 計	艦船用燃料(KL)	260	1680	1205	855	1475	1450	6925
	水(t)	60	245	110	290	130	280	1115
	艦艇搭載ヘリコプター用燃料(KL)	0	40	0	0	50	0	90

種類	艦船用燃料(KL)	水(t)	艦艇搭載ヘリコプター用燃料(KL)
計	6925	1115	90



(カナダ艦船(左)に燃料を補給する「おうみ」(右)) 23

補給活動の実績(補給回数)(平成20年2月21日～7月31日現在)

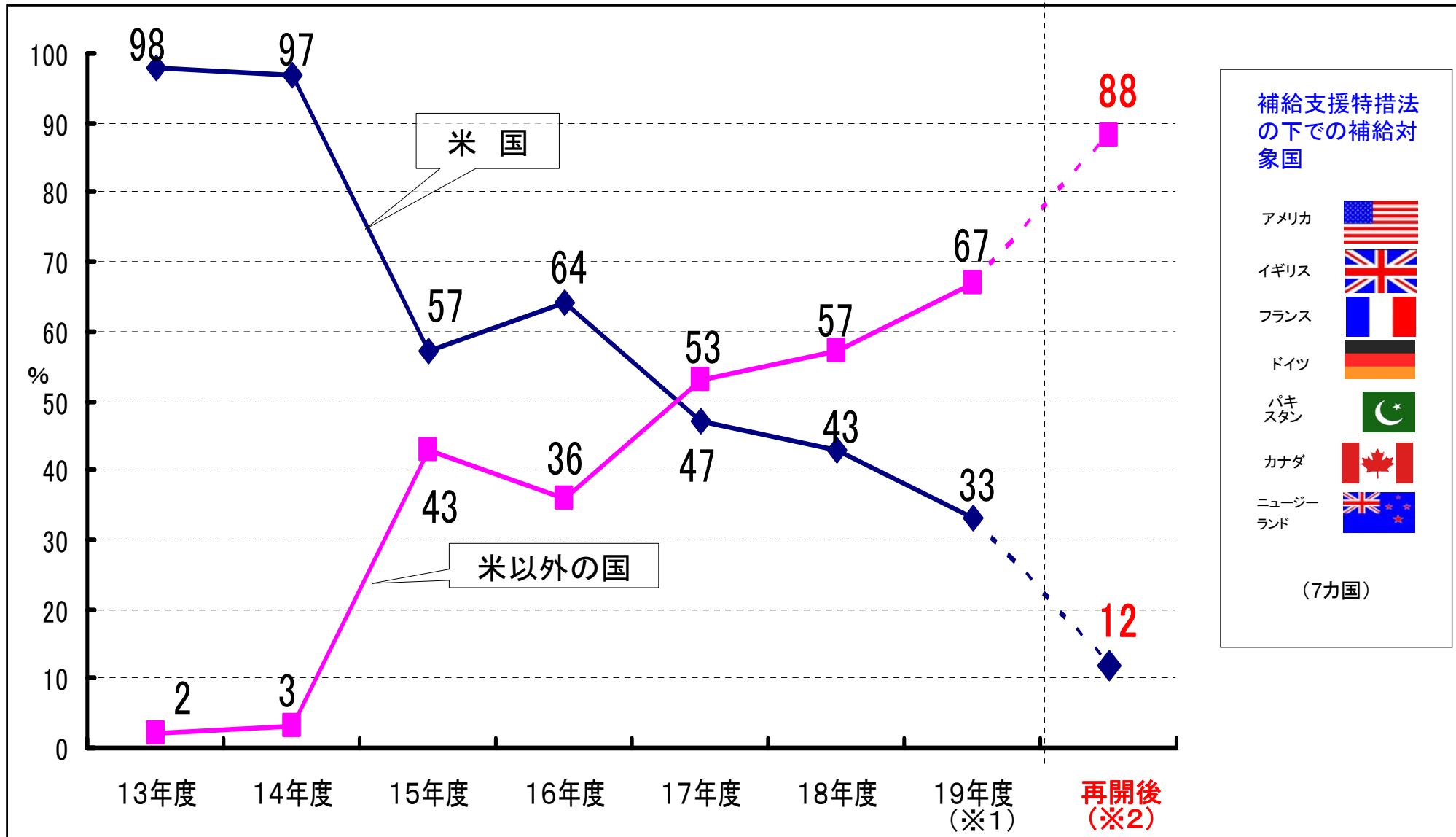
国名	種類	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
パキスタン 	艦船用燃料	1	3	1	3	3	5	16
	水	1	3	1	3	3	5	16
	艦艇搭載ヘリコプター用燃料	0	1	0	0	2	0	3
フランス 	艦船用燃料	1	3	1	2	4	0	11
	水	0	0	0	0	0	0	0
	艦艇搭載ヘリコプター用燃料	0	0	0	0	0	0	0
ドイツ 	艦船用燃料	—	2	0	0	1	0	3
	水	—	0	0	0	0	0	0
	艦艇搭載ヘリコプター用燃料	—	1	0	0	1	0	2
カナダ 	艦船用燃料	—	1	0	0	2	2	5
	水	—	0	0	0	0	0	0
	艦艇搭載ヘリコプター用燃料	—	1	0	0	1	0	2
アメリカ 	艦船用燃料	—	—	1	0	1	0	2
	水	—	—	0	0	0	0	0
	艦艇搭載ヘリコプター用燃料	—	—	0	0	0	0	0
イギリス 	艦船用燃料	—	—	1	0	0	1	2
	水	—	—	0	0	0	0	0
	艦艇搭載ヘリコプター用燃料	—	—	0	0	0	0	0
ニュージーランド 	艦船用燃料	—	—	—	1	0	0	1
	水	—	—	—	0	0	0	0
	艦艇搭載ヘリコプター用燃料	—	—	—	0	0	0	0
合 計	艦船用燃料	2	9	4	6	11	8	40
	水	1	3	1	3	3	5	16
	艦艇搭載ヘリコプター用燃料	0	3	0	0	4	0	7

種類	艦船用燃料	水	艦艇搭載ヘリコプター用燃料
計	40	16	7



(フランス艦船(奥)に燃料を補給する「おうみ」(手前))

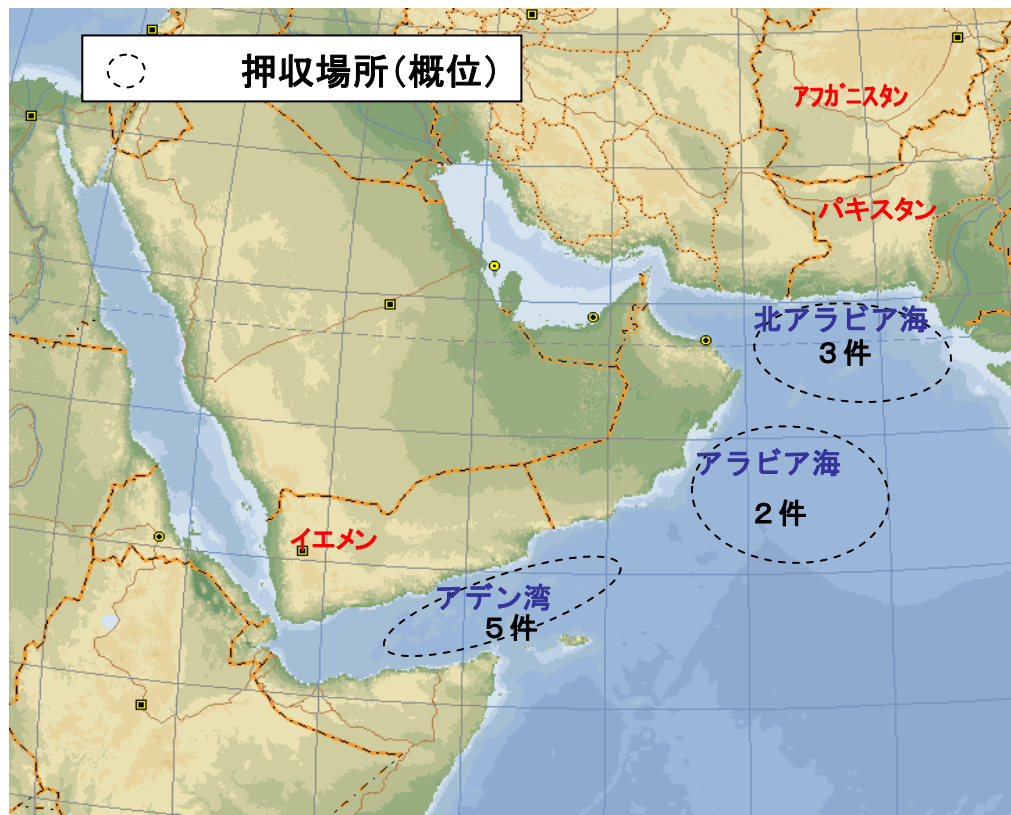
補給量(艦船用燃料)の国別比率の推移



(※1) 平成19年11月1日までの実績を基に算出した比率

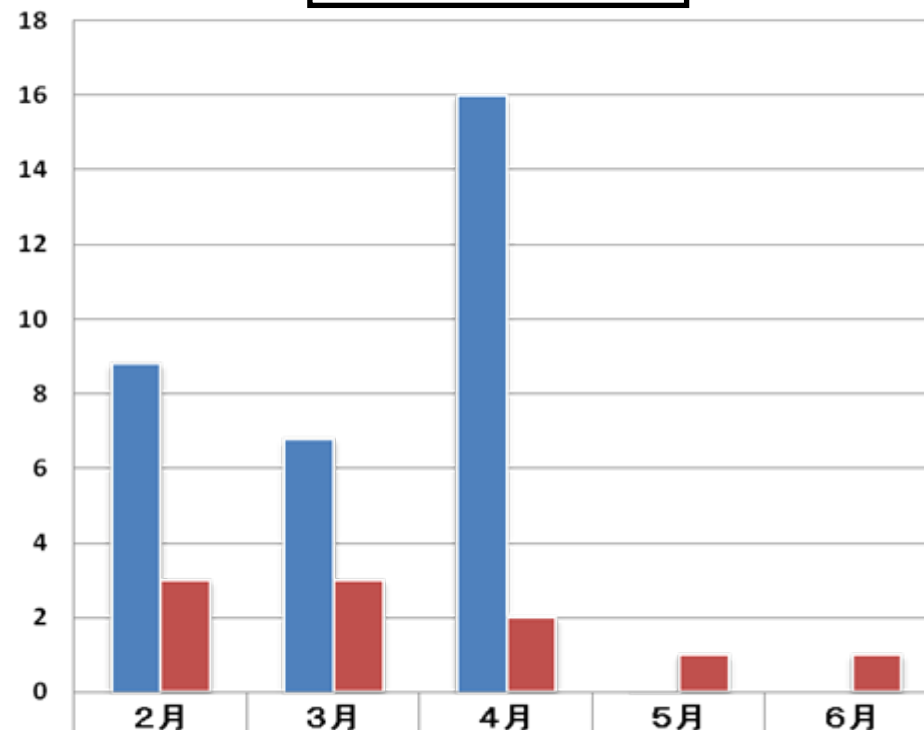
(※2) 補給支援活動再開後(平成20年2月～7月末)の実績を基に算出した比率

海上阻止活動における麻薬等の押収実績



(ton) (回)

麻薬等押収実績



	2月	3月	4月	5月	6月
■ 麻薬押収量(ton)	8.8	6.8	16	0.0045	0 (注)
■ 回数(回)	3	3	2	1	1

(注) 6月の1回についてはアルコールの押収例である。

平成20年2月から6月の5か月間の実績

合計10件 麻薬押収量約30ton

【参考】

平成19年 東京都内押収量約140kgの約200倍

(※ 警視庁のHPより)

海上阻止活動の具体例

以下は、08年1月以降の海上阻止活動の具体例として関係国が公表している情報を取りまとめたもの。(活動の具体例を網羅的に示したものではない。)

平成20年8月現在

年月日	状 況 の 概 要	具体的押収物等
08年1月23日	カナダ・フリゲートCharlottetownは、北アラビア海において、有志連合海上部隊の指示の下、テロリストと関係しているおそれのあるパキスタン船籍のダウ船を追跡、乗船検査し、2000箱の密輸アルコールを発見。その後、ダウ船はパキスタン沿岸警備隊が押収した。	2000箱の密輸アルコール
08年2月18日	カナダ・フリゲートCharlottetownは、パキスタン領海に近接した海域において、有志連合海上部隊の指示の下、テロリストと関係しているおそれのあるパキスタン船籍のダウ船に対して乗船検査を行い、約4.3トンの麻薬を発見。パキスタン当局に通報し、同当局の要請により、カナダの乗船検査チームが船荷のサンプルを収集し、残りを船外に投棄。その後、ダウ船及び乗員はパキスタンの沿岸警備隊艦船が引き取った。	約4.3トンの麻薬
08年2月19日	米駆逐艦Winston S Churchill及び仏フリゲートGuepratteは、北アラビア海において、ダウ船を取り押さえ、酒類約1万本を押収。	約1万本の酒類
08年2月21日	独・フリゲートEmdenは、アデン湾において、ダウ船を取り押さえ、麻薬約4.5トンの麻薬を押収。	約4.5トンの麻薬
08年3月頃	カナダ・フリゲートCharlottetown、米駆逐艦Winston S. Churchill、米駆逐艦Carney、英フリゲートArgyll及び仏フリゲートGuepratteの計5隻が、アラビア海及びアデン湾において、周辺国との連携の下行動し、3,000万ドル相当の麻薬及びアルコールを押収。	3,000万ドル相当の麻薬及びアルコール
08年3月12日	カナダ・フリゲートCharlottetownは、アデン湾において、ダウ船を乗船検査し、数百万ドル相当(約1.7トン)の麻薬を発見。麻薬は船外に投棄され、ダウ船は、周辺国の当局が到着するまで留め置かれた。	数百万ドル相当(約1.7トン)の麻薬
08年7月* (*公表時期)	英・フリゲートChatham及びMontrose並びに駆逐艦Edinburgh他は、Hash Highway(麻薬街道)と呼ばれる海域において、船舶に対して乗船検査を行い、約23トンの麻薬を押収。押収した麻薬は、アフガニスタンでの反乱勢力の資金源となるおそれがあったものであり、大麻、アヘン、コカイン及びアンフェタミンが含まれる。	約23トンの麻薬



写真は共にカナダ海軍ホームページより
08年2月18日カナダ・フリゲートCharlottetownが乗船検査している様子

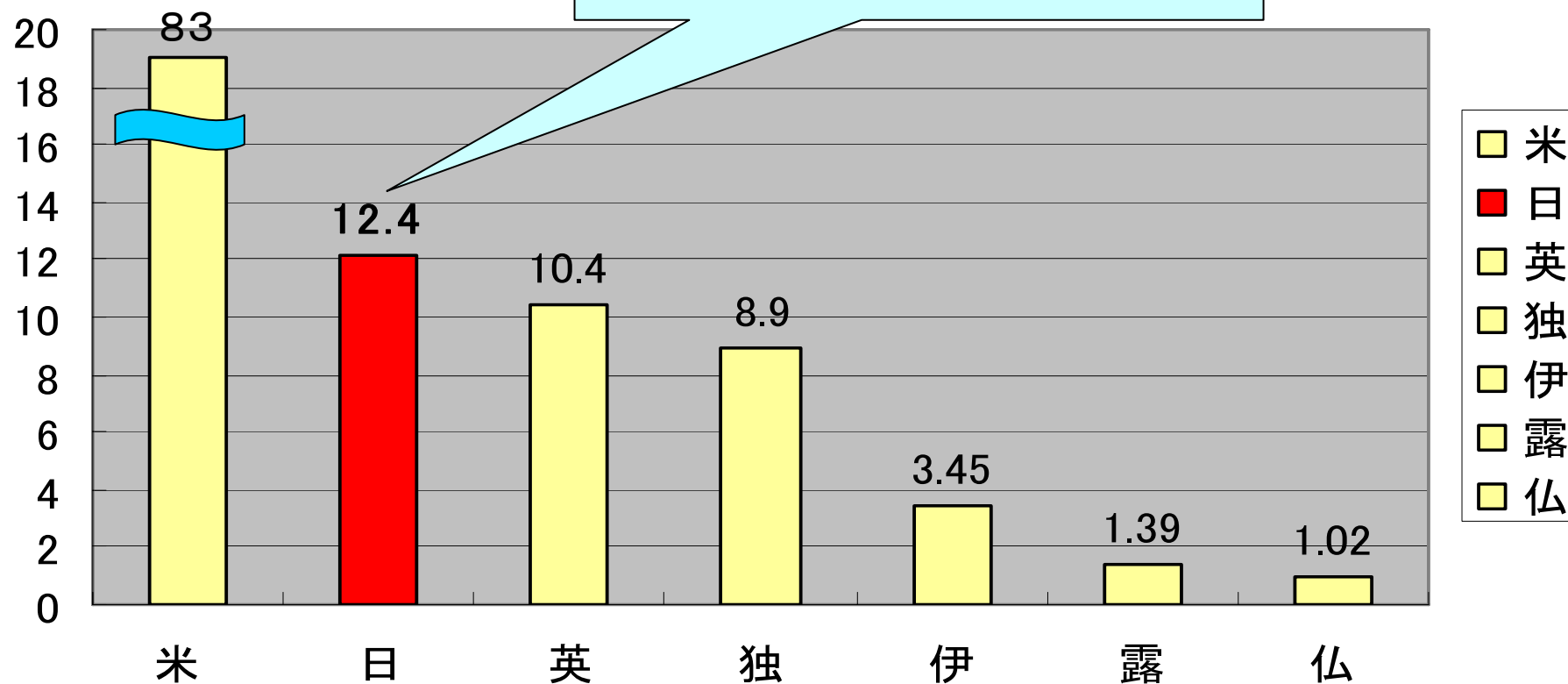


写真は第5艦隊ホームページより
08年7月10日英・フリゲートChathamが乗船検査している様子

アフガニスタンへの各国による支援(02年1月～07年3月)

実施に移された額(単位;億ドル)

- 治安の改善
- 地方総合開発
- インフラ整備(道路建設など)
- 人材育成など



2007年6月4日付アフガニスタン財務省資料からの抜粋(外務省)

日本の補給支援活動に対する評価・感謝の言葉



アフガニスタン

➤カルザイ大統領

日本の力強い寛大な支援に感謝する、特に、インド洋の補給活動について感謝すると共に、これから行って頂きたい。

(平成20年8月5日、高村大臣との会談)

➤カルザイ大統領及びスパンタ外相

これまでの日本の人道・復興支援、インド洋でのテロ対策海上阻止活動に対する海上自衛隊による補給支援活動への謝意が表明された。

(平成20年5月4日、高村大臣のアフガニスタン訪問)



オーストラリア

➤スミス外相

自衛隊がアフガニスタンでのコアリションの活動を支援する重要な海上補給を再開するための法的基盤となる「新テロ対策特措法」を成立させた日本の決断を歓迎する。日本でのこの分野での支援は、復興開発における寛大な援助と並びアフガニスタンでの国際的な努力への重要な貢献をなしてきた。日本の給油活動の再開は非常に前向きな措置であり、アフガニスタンへの持続的な国際社会のコミットメントを確保する努力を強化するものである。

(平成20年1月12日、メディアリリース)

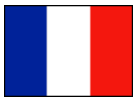


カナダ

➤ハーバー首相

我が国のインド洋での補給活動への感謝を表明した上で、日本のアフガニスタン復興支援を評価する旨発言された。

(平成20年7月10日、日加首脳会談)



フランス

➤アンドレアニ外務・欧州問題省報道官

我々は、インド洋における日本の海上自衛隊による任務再開を喜ばしく思う。この任務は、不朽の自由作戦(OEF)における仏船舶を含む諸船舶への燃料供給にとって必須の役割を担っている。したがって、我々は給油活動ができる限り早期に再開できることを期待する。

(平成20年1月11日、記者会見)



ドイツ

➤イエーガー外務省報道官

日本は過去、インド洋において、OEFミッションの成功に重要な大きく貢献した。このことを我々は高く評価している。日本は我々にとり重要な国際パートナーであり、独政府はそのため、日本が再び国際社会のアフガニスタン復興のための努力への支援を強化できるようになったことを歓迎する。

(平成20年1月11日、連邦政府記者会見)



インド

➤ムカジー外務大臣

テロとの闘いに向けて日本が断固とした決意をもって貢献しようとしていることを評価する。テロとの闘いはインドにとって重要課題であり、地域の平和と安定のため、日本を含む国際社会と協力していきたい。(平成20年1月11日、高村大臣との電話会談)



ニュージーランド

➤国防省関係者

補給支援特措法が可決したことを大変喜んでいる。海上阻止活動が国際運輸の安全確保に重要な役割を果たしており、日本がテロ対策に貢献していることを高く評価している。

(平成20年1月22日、外交ルート)



パキスタン

➤ムシャラフ大統領、ギラーニ首相及びクレーシ外相

武器を放棄しないテロ勢力と妥協することはないとの強い決意が示されるとともに、日本によるインド洋での補給支援活動への謝意が表明された。

(平成20年5月3日、高村大臣のパキスタン訪問)



サウジアラビア

➤バンドル国家安全保障会議事務局長

テロリズムに立ち向かう国際的の同盟を支援するため貴国が傾注されている積極的で偉大な努力に対するサウジアラビア王国の真摯な評価の意を表明する。

(平成19年10月22日、福田総理宛書簡)



シンガポール

➤ペイカー外務省報道官

海上自衛隊のインド洋での活動を再建するという国会の決定を歓迎する。これは世界的な対テロ作戦への重要な貢献である。日本の貢献はアフガニスタン及び地域全体の安全を向上させるのに役立つ。

(平成20年1月11日、プレス取材)



アラブ首長国連邦

➤アブドゥラー外相

(日本のアラブ湾への自衛隊艦隊派遣に言及しつつ)テロ対策における日本の努力及び貢献を賞賛する。地域の平和と安定における日本の努力の重要性、及びテロ対策及び世界の平和と安定に向けた国際的な努力への日本の支援を強調。

(平成19年11月15日、現地報道)



英国

➤マロックブラウン外務担当大臣

海上自衛隊の貢献が、テロリストの移動阻止に役立つと共に、アフガニスタン再建を支援する国際社会の努力の重要な一部となっていると考えており、高く評価している。

(平成19年11月2日、談話)

➤フライ駐日大使

法案可決を歓迎し、海上自衛隊のインド洋での活動再開を期待する。これは国際社会による努力への重要な貢献である。

(平成20年1月11日、在京大発声明)



米国

➤ケーシー國務省副報道官

我々は、日本が何年もの間、米国及びその他のコアリション・パートナーに与えてきた支援に感謝してきた。我々は、その協力が一時的に停止されねばならなかったことを残念に思った。我々は、日本政府が、この非常に重要な支援を再開する旨の決断を行ったことを歓迎する。

(平成20年1月11日、國務省定例記者会見)

➤シーファー駐日大使

テロは、現代の災いの元凶である。この法案を可決したことで、日本は、より安全で、より寛容な世界を作りだそうとする人々を支持するという意思を示された。

(平成20年1月11日、在京大発プレスリリース)



国際連合

➤潘基文国連事務総長

事務総長はアフガニスタン及び国際社会が2007年に直面した挑戦に留意し、NATO主導のISAFその他の国際部隊への国連加盟国からの貢献に感謝する。この文脈で、事務総長は特に、これら部隊のオペレーションを支援する活動を再開すると、2008年1月1日の日本政府の決定を歓迎する。この活動は、アフガニスタンの治安部隊と共に、アフガニスタン政府にとってアフガニスタン国民に安全と発展をもたらすための助けとなっている。

(平成20年1月11日、事務総長声明)